

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：福祉職（１）３種家庭児童相談員 こども・子育て安心課】

令和７年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人

２ 募集職種 福祉職（１）３種家庭児童相談員 こども・子育て安心課

３ 業務内容

児童福祉や母子保健に関する相談対応業務

- （１）関係機関との連絡調整業務
- （２）市民・各機関からの電話・窓口相談対応に関する業務
- （３）市民・各機関等への訪問（公用車の運転を含む）に関する業務
- （４）子育てに関するサポートプラン作成及び作成支援業務
- （５）庶務業務（文書作成業務等）
- （６）パソコンを使った資料作成、データ入力業務等

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

- （１）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- （２）窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- （３）車の運転が可能であり、運転免許取得後１年経過していること
- （４）下記のいずれかに該当する方
 - ①学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ②社会福祉士
 - ③社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者
 - ④保健師
 - ⑤精神保健福祉士
 - ⑥公認心理師
 - ⑦保育士
 - ⑧医師
 - ⑨前①から⑧に準ずるものであって、大津市長が認めるもの

◎地方公務員法第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

事前に下記の書類を子ども・子育て安心課まで郵送してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 各種免許書の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】住所：〒520-8575 大津市御陵町3-1

子ども未来部子ども総合支援局子ども・子育て安心課

「会計年度任用職員採用担当者」

電話番号：077-528-2688

7 選考日時及び集合場所

面接日時：随時

集合場所：大津市役所新館1階子ども・子育て安心課

8 選考方法

面接試験及び面接対応の実技試験

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考の7日後頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和7年6月以降各月1日から令和8年3月31日まで 採用後1か月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■原則あり □原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 子ども未来部子ども総合支援局子ども・子育て安心課
勤務地変更の	1 あり ➡（ ）

可能性	② なし
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 35 時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩 60 分
基本給	週 35 時間勤務 月額 219,645 円 ～ 237,662 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4.60 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。